

那須塩原市

地域生活支援拠点等体制の概要

那須塩原市 社会福祉課 障害福祉係

I 那須塩原市の概況

- 人口(令和6年4月1日現在)
111,460人

- 障害者手帳交付状況
(令和6年4月1日現在)

身体障害者手帳所持数	4,447人
療育手帳所持数	1,137人
精神保健福祉手帳所持数	1,115人



那須塩原市の福祉サービス事業所数 (令和6年4月1日現在)

居宅介護	10	就労移行支援	3
重度訪問介護	8	就労継続支援(A型)	3
同行援護	5	就労継続支援(B型)	16
行動援護	2	就労定着支援	2
重度障害者等包括支援	0	児童発達支援	14
短期入所	14	放課後等デイサービス	24
生活介護	20	保育所等訪問支援	1
施設入所支援	1	障害児短期入所	11
自立生活援助	0	指定一般相談支援	3
グループホーム	17	指定障害児相談支援	17
自立訓練(機能訓練)	0	指定特定相談支援	16
自立訓練(生活訓練)	1		

Ⅱ 拠点等体制の概要

設置時期: 令和3年7月1日

整備類型: 面的整備型

委託事業所数 緊急時受入: 11事業所

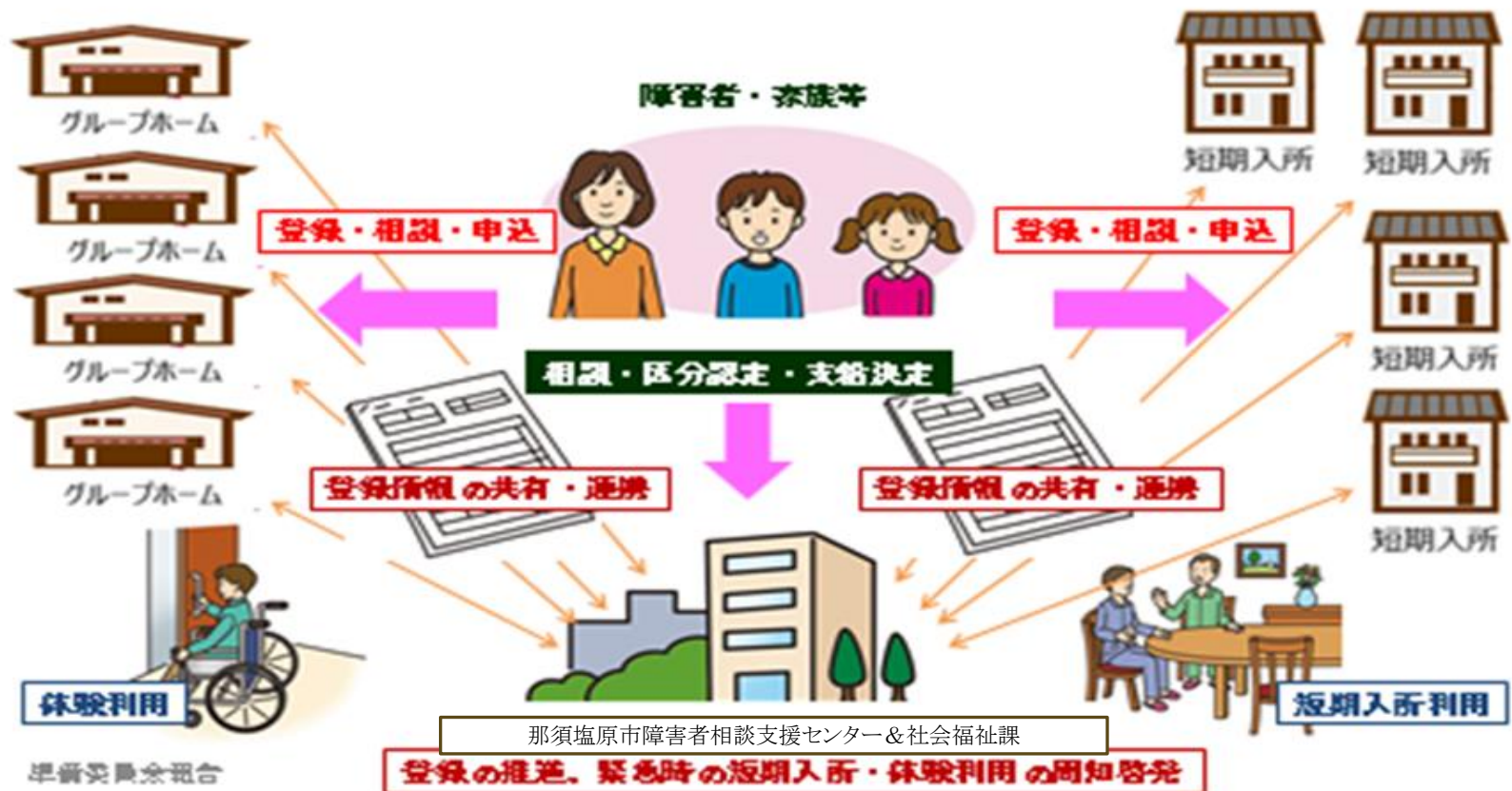
体験利用: 13事業所

相談支援: 15事業所

備えている機能

- ①緊急時の受入
- ②体験の機会
- ③相談

那須塩原市地域生活支援拠点等 イメージ図



那須塩原市地域生活支援拠点における 「緊急時の定義」

★緊急時とは・・・

障害者を介護する家族の疾病、その他やむを得ない理由により障害者等が居宅で生活することが出来ない事情が生じ、当日又は、翌日から緊急的な支援を必要とする場合のこと。

相談窓口について

(平日日中)

- ・社会福祉課
- ・那須塩原市障害者相談支援センター
- ・担当相談支援専門員

(夜間・休日)

- ・短期入所事業所

相談機能の詳細

○那須塩原市障害者相談支援センター

- ・福祉サービスを利用するための情報提供、ご相談
- ・障害者等の住宅入居等のための支援
- ・関係機関との連携

○指定特定相談支援事業所

- ・サービス等利用計画の作成
- ・地域生活支援拠点登録票の作成
- ・利用する事業所の調整

緊急時支援のフロー図

★利用には事前のサービス
★支給決定が必要です

緊急事態発生



※平日 日中

※夜間(17:15～翌8:30)
休日(土日祝)

○社会福祉課
○指定特定相談支援事業
どちらかへ連絡

連携

○短期入所事業所
へ連絡

緊急時受付票により状況を聞き取り

受け入れ準備・短期入所受入れ

関係機関により今後の支援方針を検討・協議

Ⅲ 設置経緯・スケジュール

①設置経緯

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた居住支援のための機能を、地域の実情に合わせて整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を構築するため。

②事業開始日

令和3年7月1日

③アンケート調査

○目的

地域生活支援拠点事業の開始に当たって、現場でみて実際に必要な機能や整備に際しての意見を広く聞き取るため

○時期：令和2年2月～3月

○対象

市内サービス提供事業所、相談支援事業所、
那須塩原市自立支援協議会関係機関

○内容

- ・どのような機能が必要か(選択式)、またその理由
- ・地域生活支援拠点等を整備するにあたっての意見

IV 実績(令和6年4月現在)

登録者の状況

○登録者数:3名(内未成年2名、成人1名)

○登録者の現在の利用サービス

生活介護、短期入所、

児童短期入所、放課後等デイサービス

○登録者の障害種別

知的障害

対応状況

○登録者の拠点活用目的

短期入所(緊急時受入):3名

○対応状況

短期入所での緊急時受入:2件

○傾向

介助者の高齢化や障害の重度化による、緊急事態に対応するための目的として登録されている

課題

○登録者の少なさ

○地域生活支援拠点制度の活用方法
についての認知度の低さ

V 今後の方針

○地域生活支援拠点制度の周知

⇒登録者数が少ないため、事業所等へ周知を図ることで、より制度の認知度をあげるとともに、活用していける体制をつくっていく。

○よりわかりやすく、活用しやすい制度への見直し

⇒事業開始から3年が経過し、登録者数の増加も横ばいであることから登録方法や利用方法についての再検討を図っていく。